

〇〇〇〇年度
電源 I 廠気象対応調整力契約書

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇

北陸電力送配電株式会社

電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約書

〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と北陸電力送配電株式会社（以下「乙」という。）【当社が属地TSOとならない場合、「〇〇電力株式会社（以下「丙」という。）」を加える】とは、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に乙が公表した「〇〇〇〇年度 電源Ⅰ 廠気象対応調整力募集要綱」（以下「募集要綱」という。）を承諾のうえ、乙が廠気象時の需給ひっ迫時（乙以外の一般送配電事業者の供給区域における需給ひっ迫時も含む。）に需給バランス調整等を実施するための調整力を、甲が【当社が属地TSOとならない場合、「丙を通じて」を加える。】乙に提供することについて、次のとおり契約する。

（電源Ⅰ 廠気象対応調整力）

第1条 甲は、乙が廠気象時の広域的な需給バランス調整等を実施するために、乙【当社が属地TSOとならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙から依頼を受けた丙（以下「乙（丙）」という。）」に置き換える。】の指令に従い、別紙1（契約電源等一覧表）の電源等（以下「契約電源等」という。）により生じた調整力を用いて、電源Ⅰ 廠気象対応調整力を【当社が属地TSOとならない場合、「丙を通じて」を加える。】乙に提供するものとする。

なお、この場合、契約電源等は、乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】の託送供給等約款（以下「約款」という。）に規定する調整電源または調整負荷に、また、契約電源等のうち揚水発電設備については、約款附則に規定する「当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備」に、それぞれ該当するものとする。

2 本契約において、電源Ⅰ 廠気象対応調整力の提供とは、次のものをいう。

- (1) 甲が、第4条に規定する受電地点において、契約電源等のうち、第6条に規定する契約電力を、第20条第1項で定めた提供時間を通じて、乙【当社が属地TSOとならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙（丙）」に置き換える。】の指令に従い、契約電源等の発電出力の増加またはDRの活用により調整力を供出（以下「運転」という。）可能な状態で維持（以下「待機」という。）すること。
- (2) 甲が、乙【当社が属地TSOとならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙（丙）」に置き換える。】の指令に従い、起動または停止および契約電源等を契約電力の範囲内で運転すること。

（契約電源等の設定単位）

第2条 契約電源等は、次の単位で設定するものとする。

- (1) 契約電源等が発電設備の場合、原則として発電機単位で設定するものとする。

る。

- (2) 契約電源等がDRを活用したものである場合、原則として乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】の約款にもとづいて定めた需要場所単位で設定するものとする。ただし、アグリゲータが複数需要場所のDRを集約して電源「 Γ 」廠気象対応調整力を提供する場合は、当該複数の需要場所をまとめて1契約電源等とする。

(発電計画値等の提出と調整力ベースラインの設定)

- 第3条 甲は、契約電源等ごとに当該調整電源のバランスンググループの発電計画値(以下「BG計画値」という。)を電力広域的運営推進機関を通じて乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙経由で乙」に置き換える。】に提出するものとする。
- 2 甲は、契約電源等がDRを活用したものである場合、契約電源等ごとに当該需要場所におけるDRが行われなかった場合に想定される30分ごとの使用電力量に $1/(1-\text{損失率})$ を乗じたもの(損失率は約款にもとづくものとする。)(以下「調整力ベースライン」という。)の設定方法について、約款および「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」における標準ベースライン等を踏まえ、あらかじめ甲乙【当社が属地TSOとならない場合、「および丙」を加える。】協議のうえ取り決めるものとする。
- 3 甲は、乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」の後に「または丙」を加える。】が必要と認める場合、乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」の後に「または丙」を加える。】の要請にもとづき発電計画値(契約電源等がDRを活用したものである場合は、需要家ごとの内訳を含む。)、発電可能電力、発電可能電力量およびその他の運用制約等を乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」の後に「または丙」を加える。】に直接提出するものとする。
- 4 第2項により算出された調整力ベースラインについては、第14条で定める調整電力量とともに原則として乙からの指令により甲が需要抑制を実施した月の翌月末日までに、乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】が別途定める書式を用いて甲から乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】へ提出するものとする。

(受電地点および送電上の責任分界点)

- 第4条 受電地点および送電上の責任分界点は、契約電源等に関し、乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】との間で約款にもとづき締結している接続供給契約(または発電量調整供給契約)の定めに基づるものとする。

(財産分界点および管理補修)

- 第5条 財産分界点および管理補修は、契約電源等に関し、乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】との間で約款にもとづき締結している接続

供給契約（または発電量調整供給契約）の定めに準ずるものとする。

【第6条は、発電設備を用いた契約、負荷設備を用いた契約に合わせて選択】

【発電設備を用いた契約の場合】

（発電所名、所在地、受電地点特定番号、最大供出電力、契約電力、電圧）

第6条 契約電源等の名称、号機、所在地、受電地点特定番号、最大供出電力、契約電力、電圧は別紙1のとおりとする。

【負荷設備を用いた契約の場合】

（契約電力、需要家名、所在地、電圧、供給（受電）地点特定番号）

第6条 アグリゲータの契約電力、需要抑制を行う需要家の需要家名、所在地、供給（受電）地点特定番号、最大供出電力、電圧は別紙1のとおりとする。

（設備要件）

第7条 甲は、契約電源等について、募集要綱に記載の設備に関する要件を満たしていることを確約するものとする。

（運用要件）

第8条 甲は、契約電源等について次の各号の運用要件を満たすものとする。乙【当社が属地TSOとならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙（丙）」に置き換える。】からの指令値は、原則、第6条に定める契約電力と同値とする。ただし、容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして、同日に契約電源等の一部が活用されている場合の指令値は、以下の算式により算定された値を小数点以下第1位で四捨五入した値（以下「実効性テスト実施時指令値」という。）とする。なお、電源I'発動指令後、同日中の実効性テストの指令は行わない。

実効性テスト実施時指令値

$$= \text{契約電力} \times \frac{\text{契約電源等の内実効性テストとして活用されていない発電設備および負荷設備の最大供出電力の合計値}}{\text{契約電源等における最大供出電力の合計値}}$$

～上記を標準的な算定方法とするが、契約協議時に具体的な値を協議した場合は下記の通り置き換える～

甲は、契約電源等について次の各号の運用要件を満たすものとする。乙【当社が属地TSOとならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙（丙）」に置き換える。】からの指令値は、原則、第6条に定める契約電力と同値とする。ただし、容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして、同日に契約電源等の一部が活用されている場合の指令値は、以下の値（以下「実効性テスト実施時指令値」という。）とする。なお、電源I'発動指令後、同日中の実効性テストの指令は行わな

い。

実効性テスト実施時指令値 = ○○○○

～ここまで～

- (1) 乙【当社が属地 TSO とならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙(丙)」に置き換える。】の指令から3時間以内に、乙【当社が属地 TSO とならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙(丙)」に置き換える。】の指令に従って、契約電力まで運転が可能であること。
- (2) 9時から20時の間で、乙【当社が属地 TSO とならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙(丙)」に置き換える。】の指令に従った運転および待機が可能であること。
- (3) 乙【当社が属地 TSO とならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙(丙)」に置き換える。】の指令に対し、甲が入札書に記載した電源 I ㄱ 厳気象対応調整発動可能回数(12回)までは応じること。また、電源 I ㄱ 厳気象対応調整発動可能回数超過後も、乙【当社が属地 TSO とならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙(丙)」に置き換える。】の指令に対して可能な限り応じること。
- (4) 乙【当社が属地 TSO とならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙(丙)」に置き換える。】の指令に応じた出力増をした時刻から、原則として、3時間にわたり運転継続が可能であること。また、原則として、3時間運転継続の後、運転終了できること。また、調整実施後3時間以内に、乙【当社が属地 TSO とならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙(丙)」に置き換える。】から復帰指令を行った場合は、可能な範囲でその指令に応じること。
- (5) 契約電源等に不具合が生じた場合、速やかに乙【当社が属地 TSO とならない場合、「乙」の後に「および丙」を加える。】に連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めること。
- (6) 契約電源等の不具合が解消した場合、速やかに乙【当社が属地 TSO とならない場合、「乙」の後に「および丙」を加える。】に連絡すること。
- (7) 第2号の要件を満たすため、乙の承諾を得た場合を除き、電源 I ㄱ 厳気象対応調整力の提供を目的に運転および待機する契約電源等の契約電力を本契約の目的以外に活用しないこと。ただし、容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして、契約電源等の全部または一部を活用する場合はこの限りでない。
- (8) 甲は、契約電源等を所有する発電事業者および需要家ならびにアグリゲータに、本契約に定める事項、募集要綱、約款、系統運用ルール、電力広域的運営推進機関の業務規程および送配電等業務指針のほか、本契約に付帯して交換する申合書(以下「申合書等」という。)を遵守させるものとする。

- (9) 電源 I へ 厳気象対応調整力の供出量実績の妥当性を検証する等の目的で、乙が甲または関連するアグリゲータ、需要家等に対し、実績データの提出およびヒアリングを求めた場合には、その求めに応じるものとする。
- 2 甲は、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、乙【当社が属地 TSO とならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙(丙)」に置き換える。】の指令に従うものとする。

(電力量の計量)

- 第9条 契約電源等が発電設備の場合、契約電源等から受電する電力量(以下「発電実績電力量」という。)は、原則として契約電源等ごとに【当社が属地 TSO とならない場合、「丙が」を加える。】取付けた記録型計量器により30分単位で計量するものとする。契約電源等がDRを活用したものである場合、契約電源等で消費される電力量(以下、発電実績電力量とあわせて「実績電力量」という。)は、原則として契約電源等ごとに【当社が属地 TSO とならない場合、「丙が」を加える。】取付けた記録型計量器により30分単位で計量するものとする。ただし、契約電源等ごとに計量することができない場合の実績電力量は、別途甲乙【当社が属地 TSO とならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。】の協議により定めるものとする。
- 2 計量器の故障等により、実績電力量を正しく計量できない場合は、その都度甲乙【当社が属地 TSO とならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。】協議のうえ、別途実績電力量を決定するものとする。

(計量器等の取り付け)

- 第10条 本契約に係る料金の算定上、新たに必要となる記録型計量器、その付属装置(計量器箱、変成器、変成器の2次配線等をいう。)および区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいう。)は、原則として、乙【当社が属地 TSO とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】が選定し、かつ、乙【当社が属地 TSO とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】の所有とし、乙【当社が属地 TSO とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】が取り付けものとする。また、乙【当社が属地 TSO とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】は、その工事費の全額を工事費負担金として甲から申し受けるものとする。ただし、約款64(計量器等の取り付け)にもとづき取付ける接続供給電力量(または発電量調整受電電力量)の計量に必要な計量器等で料金の算定が可能な場合は、本契約にもとづき、あらためて計量器等を取付けることはしないものとする。
- 2 法令等により、本契約にもとづき取り付けられた計量器およびその付属装置および区分装置を取り替える場合は、甲は実費を乙【当社が属地 TSO とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】に支払うものとする。

(通信設備等の施設)

第11条 契約電源等に対する乙【当社が属地TSOとならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙(丙)」に置き換える。】の指令の受信および契約電源等の現在出力等の乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」の後に「または丙」を加える。】への伝送等に必要な通信設備および伝送装置等を以下の区分で施設するものとする。

(1) 発電所等構内の通信装置, 出力制御装置等

甲が選定し, かつ, 甲の所有とし, 甲が取り付けるものとする。また, その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

(2) 発電所等から最寄りの変電所, 通信事業所等までの間の通信線等

乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】が選定し, かつ, 乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】の所有とし, 乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】が取り付けるものとする。また, その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

(3) 前二号以外の通信線等

乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】が選定し, かつ, 乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】の所有とし, 乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】が取り付けるものとする。また, その工事に要した費用は乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】が負担するものとする。ただし, 保安通信電話や転送遮断装置等, 発電機連系に必要な装置の情報伝送において, 伝送路を専有している場合はこの限りでない。

～簡易指令システムによる指令の場合は, 下記の通り置き換える～

(1) 甲の簡易指令システム用送受信装置

甲が選定し, かつ, 甲の所有とし, 甲が取り付けるものとする。また, その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

(2) 甲の簡易指令システム用送受信装置から簡易指令システムまでの通信線等

乙が指定する通信回線および当該通信回線の認証・暗号化等について, 甲の負担で契約を行うものとする。

～ここまで～

(基本料金の算定)

第12条 基本料金は, 別紙2(月間料金一覧表)に定める月間料金に第28条で定める消費税等相当額を加算した金額とする。

～事業税等相当額に収入割を含む契約者に対しては, 下記の通り置き換える～

基本料金は, 別紙2(月間料金一覧表)に定める月間料金に第27条で定める事業税等相当額および第28条で定める消費税等相当額を加算した金額とする。

～ここまで～

- 2 第21条, 第22条, 第25条, その他事由により, 提供期間の途中で本契約が終了する場合, 契約終了日を含む月の月間料金については, 契約終了日までの日割計算により算出された金額とする。

(契約電力未達時割戻料金)

- 第13条 乙【当社が属地 TSO とならない場合で丙が指令する場合, 「乙」を「乙(丙)」に置き換える。】からの指令にもかかわらず, 契約電源等において, 乙の責とならない甲の電力設備の事故や当日の計画外の点検等の事由により, 乙【当社が属地 TSO とならない場合で丙が指令するとき, 「乙」を「乙(丙)」に置き換える。】が運転を指令している時間における甲が提供した30分単位のコマごとの電力量(以下「調整電力量」という。)が, 契約電力を2で除して得た値に達しない場合(以下「契約電力未達」という。), 契約電力未達時割戻料金を次項のとおり算定するものとする。なお, 契約電力未達時割戻料金については, 30分単位のコマごとに契約電力未達度合いを算出したうえで, 算定するものとする。ただし, 契約電力未達を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものであると乙が認めた場合は, 契約電力未達の対象としないことができるものとする。
- 2 契約電力未達割戻料金については以下の式にて算定するものとする。

契約電力未達時割戻料金

$$= \text{別紙2に定める年間料金} \times 1.5 \times \frac{\text{各コマの未達度合い合計}}{\text{発動回数}^{\ast} \times 3 \text{時間} \times 2 \text{コマ}}$$

- ※ 運用要件に定める最低発動回数の12回とする。ただし, 12回を超えて乙【当社が属地 TSO とならない場合で丙が指令する場合, 「乙」を「乙(丙)」に置き換える。】から電力の供給を要請した場合は, 別途甲乙の協議により定めるものとする。
- 3 未達度合いについては以下の式にて算定するものとする。なお, 本条本項における契約電力および一部供出電力は, 30分単位の値として2で除して得た値とする。ただし, 未達度合い算定上の「調整電力量」は, 指令値を上限とし, 調整電力量が負の値となる場合は0とする。未達度合いは, 小数点以下第3位を四捨五入した値とする。
- 4 容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして, 契約電源等の一部が活用されている場合, 未達度合い算定上の契約電力は, 「実効性テスト実施時指令値」とする。

$$\text{未達度合い} = \frac{\text{契約電力} - \text{調整電力量}}{\text{契約電力}}$$

(調整電力量の算定)

第14条 調整電力量は、契約電源等ごとに次の通り算定するものとする。ただし、容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして、契約電源等の一部が活用されている場合、当該活用されている発電設備および負荷設備については、調整電力量の算定対象から除外するものとする。

- (1) 発電設備の場合、30分ごとの実績電力量からゲートクローズ時点における30分ごとのBG最終計画値を減じた値とする。
- (2) 負荷設備の場合、ゲートクローズ時点における30分ごとの調整力ベースラインから30分ごとの実績電力量に $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じたもの(損失率は約款にもとづくものとする。)を減じた値とする。
- (3) 1需要場所において、発電設備の出力増加等により、当該需要場所の需要抑制に加えて乙【当社が属地TSOとならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「丙」に置き換える。】の系統へ逆潮流させる場合、前二号により算定した値を合計した値とする。
- (4) 上記(1)、(2)において、送電端と異なる電圧で実績電力量の計量を行う場合は、甲乙【当社が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。】別途協議により定めた方法により、計量した実績電力量を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行うものとする。

2 前項の調整電力量については、以下の区分で算定する。

- (1) 上げ調整電力量
調整電力量が正の場合の電力量
- (2) 下げ調整電力量
調整電力量が負の場合の電力量

3 前項により算定された調整電力量については、次の通り通知するものとする。

- (1) 発電設備の場合、原則として翌々月15日までに、乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】から甲へ通知するものとする。
- (2) 負荷設備の場合、原則として翌月末日までに、乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】が別途定める書式を用いて甲から乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】へ通知するものとする。

(電力量料金の算定)

第15条 電力量料金は本条各号の金額に第27条で定める事業税等相当額および第28

条で定める消費税等相当額を加算した金額（ただし、事業税等相当額は、甲の事業税に収入割を含む場合で、乙【当社が属地 TSO とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】の事業税の課税標準とすべき収入金額の算定にあたり、地方税法の規定により乙【当社が属地 TSO とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】の収入とすべき金額の総額から乙【当社が属地 TSO とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】が甲に料金として支払うべき金額に相当する金額が控除される場合および乙【当社が属地 TSO とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】が支払いを受ける場合に限り加算するものとする。以下同じ。）とする。なお、各号の金額の単位は1円とし、料金算定過程における端数処理は行わず、最終的な金額が確定した時点でその端数を切り捨てるものとする。

(1) 上げ調整電力量料金

契約電源等ごとに、前条により算定された「上げ調整電力量」に、次条の甲の申出単価を乗じて算定された費用の料金算定期間の合計金額とする。ただし、上げ調整電力量に適用する単価が入札時に甲が提示した上限電力量価格を上回る場合には、当該 30 分の上げ調整電力量料金は、前条により算定された上げ調整電力量に入札時に甲が提示した上限電力量価格を乗じてえた金額とする。

(2) 下げ調整電力量料金

乙【当社が属地 TSO とならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙(丙)」に置き換える。】の上げ調整の指令に対し、前条により算定された調整電力量が負であった場合は調整電力量にインバランス単価（第 50 回制度設計専門会合（電力・ガス取引監視等委員会）における情報公表に関する整理事項にもとづき、乙【当社が属地 TSO とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】が公表するものをいう。）に $1 / (1 + \text{消費税等率} [\text{消費税率および地方消費税率を合計した値とする。}])$ を乗じて電力量料金を算定するものとする。

(電力量料金に係る単価の提出)

第 16 条 前条第 1 号について、甲は乙【当社が属地 TSO とならない場合、「乙」の後に「および丙」を加える。】に対し、契約電源等ごとに、土曜日から翌週金曜日（以下「適用期間」という。）までの申出単価を原則として適用期間の開始直前の毎週火曜日（当該日が「国民の祝日に関する法律」に規定する休日（以下「祝日」という。）場合はその直前の乙の営業日）の 14 時までには需給調整市場システムに登録するものとする。なお、上げ調整電力量に適用する単価は、入札時に甲が提示した上限電力量単価を上限とし、銭単位で提出とする。また、甲が当該期限までに単価の登録を行わない場合は、提供期間以前に、甲があらかじめ需給調整市場システムに登録した単価（以下「初期登録単価」という。初期登録単価に変更が生じた場合は需給調整市場システムに再登録するものとする。）を適用するものとする。

- 2 甲は、前項にもとづき単価登録した後、各 30 分コマの始期の 6 時間前までの間、単価の変更を行うことができるものとする。(※)
※ 今後の制度設計専門会合等で議論が行われる予定であり、その結果により見直しを行う可能性があります。
- 3 甲が、前二項にもとづき、単価の登録および変更を行うに際し、需給調整市場システムを利用するために必要となる機材および通信設備等は、甲の責任と負担において準備するものとする。
- 4 甲は、需給調整市場システムにおいて、需給調整市場運営者が定める操作方法に従い操作し、需給調整市場システムを通じて行われた処理について、甲は一切の責任を負うものとする。

(料金の算定期間)

第 17 条 甲または乙【当社が属地 TS0 とならない場合、「甲または乙」を「甲、乙または丙」に置き換える。】が相手方に支払う料金の算定期間は、毎月 1 日から当該月末日までの期間とする。

(料金等の支払い)

- 第 18 条 第 12 条により算定した基本料金については、甲は原則として、翌月 15 日までに乙に請求し、乙は同月末日（ただし、末日が金融機関の休業日の場合は、その直前の営業日）までに支払うものとする。
- 2 第 13 条により算定した契約電力未達時割戻料金および第 15 条により算定した電力量料金については、甲または乙【当社が属地 TS0 とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。】は原則として、翌々月 15 日までに相手方に請求し、相手方は同月末日（ただし、末日が金融機関の休業日の場合は、その直前の営業日）までに支払うものとする。
 - 3 前二項の支払いが、それぞれの支払期日までに行われなかった場合、支払期日の翌日以降の延滞日数に応じ年 10 パーセント（閏年の日を含む期間についても、365 日あたりの割合とする。）の延滞利息を相手方は支払うものとする。
 - 4 第 13 条に定める契約電力未達時割戻料金の金額の上限は、年間料金とする。

～本契約の契約電源等が電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約と重複しない場合削除し、以下の条文番号を修正～

(他の契約電源等と重複する場合の特則)

第 19 条 別紙 1 の契約電源等が別途甲乙間で締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約（以下「その他調整力契約」という。）の契約電源

等と重複する場合は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 本契約第9条の定めにかかわらず、当該契約電源等から受電する電力量の計量は、その他調整力契約第11条で定める方法により、当該契約に係る計量と合わせて行うものとする。
- (2) 本契約第16条ないし前条の定めにかかわらず、乙の指令に従い当該契約電源等の発電等を行ったことによる電力量料金は、その他調整力契約にもとづく調整力料金と同一の方法により算定し、当該契約にもとづく調整力料金と合わせて請求および支払いを行うものとする。 ～ここまで～

(電源 I ㄱ 厳気象対応調整力の提供期間および契約の有効期間)

第20条 本契約にもとづく甲から【当社が属地 TSO とならない場合、「丙を通じた」を加える。】乙への電源 I ㄱ 厳気象対応調整力の提供期間は〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日および〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（ただし、〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日、〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日ならびに、それらの日以外の土曜日、日曜日および祝日を除くものとする。）までとする。

- 2 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

(合意による解約)

第21条 甲乙いずれか一方【当社が属地 TSO とならない場合、「甲乙いずれか一方」を「甲、乙または丙のいずれか一方」に置き換える。】がやむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方【当社が属地 TSO とならない場合、「相手方」を「他の当事者」に置き換える。】にその旨を申し出て、相手方【当社が属地 TSO とならない場合、「相手方」を「他の当事者」に置き換える。】と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除)

第22条 甲または乙【当社が属地 TSO とならない場合、「甲または乙」を「甲、乙または丙」に置き換える。】が、本契約に定める規定に違反した場合、甲または乙は違反した相手方【当社が属地 TSO とならない場合、「相手方」を「当事者」に置き換える。】に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものとする。

- 2 前項の催告を行った後、30日を経過しても相手方【当社が属地 TSO とならない場合、「相手方」を「当事者」に置き換える。】が本契約を履行しなかった場合、甲または乙【当社が属地 TSO とならない場合、「甲または乙」を「甲、乙または丙」に置き換える。】は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。

3 甲または乙【当社が属地 TSO とならない場合、「甲または乙」を「甲、乙または丙」に置き換える。】が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、または次の各号に該当する場合、甲または乙【当社が属地 TSO とならない場合、「甲または乙」を「甲、乙または丙」に置き換える。】は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができる。

- (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合
- (2) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合
- (3) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合
- (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 解散の議決を行った場合
- (6) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けた場合

4 本契約にもとづく甲の厳気象対応調整力の提供が特定卸供給事業に該当する場合で、提供期間の始期までに甲に係る電気事業法および関連法令に定める届出等の事業開始手続きが完了しないことが明らかとなったときには、乙【当社が属地 TSO とならない場合、「乙」を「乙または丙」に置き換える。】は、本契約をただちに解除できるものとする。

(解約または解除に伴う賠償)

第 2 3 条 本契約の解約または解除において、その責に帰すべき者の相手方【当社が属地 TSO とならない場合、「相手方」を「他の当事者」に置き換える。】に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方【当社が属地 TSO とならない場合、「相手方」を「他の当事者」に置き換える。】の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の承継)

第 2 4 条 甲または乙【当社が属地 TSO とならない場合、「甲または乙」を「甲、乙または丙」に置き換える。】が第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方【当社が属地 TSO とならない場合、「相手方」を「他の当事者」に置き換える。】に書面によりその旨を通知し、相手方【当社が属地 TSO とならない場合、「相手方」を「他の当事者」に置き換える。】の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会的勢力への対応)

第 2 5 条 甲または乙【当社が属地 TSO とならない場合、「甲または乙」を「甲、乙または丙」に置き換える。】は、相手方【当社が属地 TSO とならない場合、「相手方」を

「他の当事者」に置き換える。】が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知・催告を要することなく、ただちに本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除されたものは損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

- (1) 代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - (3) 反社会的勢力を利用する等の行為をしたと認められる場合
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合（甲または乙【当社が属地 TSO とならない場合、「甲または乙」を「甲、乙または丙」に置き換える。】が電気需給契約にもとづき電気を供給する場合を除く。）
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方【当社が属地 TSO とならない場合、「相手方」を「他の当事者」に置き換える。】に対して、次のいずれかの行為を行った場合
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた要求行為
 - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方【当社が属地 TSO とならない場合、「相手方」を「他の当事者」に置き換える。】の信用を棄損し、または業務を妨害する行為
- 2 甲および乙【当社が属地 TSO とならない場合、「甲および乙」を「甲、乙および丙」に置き換える。】は、自らが前項各号に該当しないことを確約し、将来も該当しないことを確約するものとする。

(損害賠償)

第26条 甲または乙【当社が属地 TSO とならない場合、「甲または乙」を「甲、乙または丙」に置き換える。】が、本契約に違反して、相手方【当社が属地 TSO とならない場合、「相手方」を「他の当事者」に置き換える。】もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害を与えた場合、甲または乙【当社が属地 TSO とならない場合、「甲または乙」を「甲、乙または丙」に置き換える。】はその賠償の責を負うものとする。

(事業税等相当額)

第27条 本契約において事業税等相当額とは、地方税法の規定により課される事業税のうち収入割に相当する金額および特別法人事業税および特別法人事業譲与税に関する法律の規定により課される特別法人事業税として収入割へ課される金額をいう。なお、乙【当社が属地TS0とならない場合、「乙」を「乙または丙」に置き換える。】から甲へ支払う場合に適用する事業税率は別紙4のとおりとし、甲から乙【当社が属地TS0とならない場合、「乙」を「乙または丙」に置き換える。】へ支払う場合に適用する事業税率は別紙5のとおりとする。

2 料金算定時の事業税等相当額の算定方法は次のとおりとする。

(1) 甲が事業税等相当額に収入割を含む場合で、乙【当社が属地TS0とならない場合、「乙」を「乙または丙」に置き換える。】が甲に支払う場合

第12条により算定した基本料金および第16条により算定した上げ調整電力量料金支払い時に事業税等相当額(料金に別紙4の事業税率/(1-別紙4の事業税率)を乗じた金額)をそれぞれ加算する。

(2) 甲が乙【当社が属地TS0とならない場合、「乙」を「乙または丙」に置き換える。】に支払う場合

第13条により算定した契約電力未達時割戻料金および第15条により算定した下げ調整電力量料金支払い時に事業税等相当額(料金に別紙5の事業税率/(1-別紙5の事業税率)を乗じた金額)をそれぞれ加算する。

(消費税等相当額)

第28条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

2 本契約にもとづく料金の算定において第12条により算定した基本料金、第13条により算定した契約電力未達時割戻料金および第15条により算定した電力量料金にそれぞれ消費税等相当額を加算するものとする。

3 消費税等相当額の計算にあたっては、第12条により算定した基本料金、第13条により算定した契約電力未達時割戻料金および第15条により算定した電力量料金に第27条第2項(1)または(2)に定める事業税等相当額を加算した金額を課税標準とする。

(単位および端数処理)

第29条 本契約において、料金その他を計算する場合の単位および端数処理は、次のとおりとする。

(1) 発電等出力の増減電力量および揚水発電の電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。

(2) 第27条で定める事業税等相当額および第28条で定める消費税等相当額

を加算して授受する場合は、事業税等相当額および消費税等相当額が課される金額ならびに事業税等相当額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

(運用細目)

第30条 本契約の運用上必要な細目については、別途、甲乙【当社が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間」に置き換える。】の協議を踏まえ、当該電源の発電者または当該負荷設備を所有する需要家ならびにアグリゲータと乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」の後に「および丙」を加える。】との間で運用申合書を作成し定めることができるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第31条 本契約の解釈・履行に関する一切の紛争については、富山地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第32条 甲および乙【当社が属地TSOとならない場合、「甲および乙」を「甲、乙および丙」に置き換える。】は、本契約の内容について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) あらかじめ相手方【当社が属地TSOとならない場合、「相手方」を「他の当事者」に置き換える。】の承諾を得た場合
- (2) 電気事業法およびその他法令にもとづく監督官庁の要請に対して当該監督官庁に提示する場合
- (3) 調整力の広域的運用に伴い他の一般送配電事業者に提示する場合
- (4) 第50回制度設計専門会合(電力・ガス取引監視等委員会)における情報公表に関する整理事項にもとづく必要な措置として乙【当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「乙または丙」に置き換える。】のウェブサイトにて公開する場合

(協議事項)

第33条 本契約に定めのない事項については、申合書等によるものとする。

2 本契約および申合書等により難い特別な事項については、その都度甲乙【当社が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。】誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、契約締結の証として、本書2【当社が属地 TS0 とならない場合、「2」を「3」に置き換える。】通を作成し、記名押印のうえ甲・乙【当社が属地 TS0 とならない場合、「丙」を加える。】各その1通を保有する。

年 月 日

甲 ○○○○○○○○
○○○○○○○
○○○○○ ○○ ○○

乙 富山県富山市牛島町15番1号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○

【当社が属地 TS0 とならない場合、以下の内容を加える。】

丙 ○○○○○○○○
○○○○○○○
○○○○○ ○○ ○○

別紙1. 契約電源等一覧表（発電設備の場合）

事業者名	契約電源	所在地	号機	最大供出電力 (kW)	契約電力 (kW)	電圧 (kV)	受電地点特定番号
□ □ 株 式 会 社	××発電所	〇〇県〇〇市××	1号機				
			2号機				
			3号機				
			4号機				
	〇〇〇発電所	〇〇県□□市〇〇	1号機				
			2号機				
			3号機				
	□□発電所	〇〇県□□村大字〇〇	1号機				
			2号機				

別紙 1 . 契約電源等一覧表 (負荷設備の場合)

事業者名	契約電力 (kW)	需要家	供給地点特定番号	需要場所	最大供出 電力 (kW)	電圧 (kV)
□ □ 株式会社		××工場		○○県○○市××		
		○○○工場		○○県□□市○○		
		□□工場		○○県□□村大字○○		

別紙2. 月間料金一覧表

事業者名	契約電源	所在地	号機	契約電力 (kW)	契約電力料金 (円)	月間料金 (7月～9月) (12月～1月) (円)	月間料金 (2月) (円)	その他
□ □ 株 式 会 社	××発電所	〇〇県〇〇市××	1号機					
			2号機					
			3号機					
			4号機					
	〇〇〇発電所	〇〇県□□市〇〇	1号機					
			2号機					
			3号機					
	□□発電所	〇〇県□□村大字〇〇	1号機					
			2号機					

別紙3. 申出単価等一覧表（発電設備の場合）

適用期間
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日

事業者名	契約電源	号機	定格出力 (kW)	電力量単価（円/kWh）	
				V1	
〇〇株式会社				V2	
				V1	
				V1	
				V2	

別紙 3. 申出単価等一覧表（負荷設備の場合）

適用期間
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日

事業者名	最大供出電力 (kW)	電力量単価 (円/kWh)	
〇〇株式会社		V1	
		V2	

別紙 4. 事業税率

〇〇〇〇年度の甲の収入割の事業税（法人事業税＋特別法人事業税）の予定実効税率 〇〇%

別紙 5. 事業税率

〇〇〇〇年度の乙の収入割の事業税（法人事業税＋特別法人事業税）の予定実効税率 〇〇%

【当社が属地TS0 とならない場合、以下を追加。】

〇〇〇〇年度の丙の収入割の事業税（法人事業税＋特別法人事業税）の予定実効税率 〇〇%